

岡山半導体研究教育推進委員会 会則

令和8年5月13日

(趣旨)

第1条 本会は岡山地域における半導体関連の研究及び教育を戦略的に推進し、次世代の高度専門人材を育成するとともに、産学官連携による地域産業の活性化に寄与することを目的として、岡山大学を事務局とする岡山半導体研究教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、実施する。

1. 半導体に関する教育プログラム（オープンコース、リカレント教育等）の開発及び運営に関すること。産学官共同研究の企画、立案及びプロジェクトの推進に関すること。
2. 地域企業と学生等とのマッチング及びインターンシップ、見学会の促進に関すること。
3. 国内外の半導体関連機関との連携及び情報共有に関すること。
4. その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

(委員会の年度)

第3条 委員会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委員会組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

1. 委員長：1名
2. 副委員長：1名
3. 委員：連携大学（岡山大学、岡山県立大学、岡山理科大学、中国職業能力開発大学校、津山工業高等専門学校）の代表者(1名以上)、地域関連団体及び企業の代表者(1名以上)、その他委員会が必要と認めた者。
4. 事務局員：岡山大学職員及び事務補佐員。委員会の事務は、事務局員において処理する。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2. 初代委員長は、岡山大学の教員をもって充てる。委員長の変更について

議案が提出された場合は、委員会において審議し、承認を得るものとする。

3. 委員長に事故がある場合又は任期途中での交代が必要な場合は、委員長が指名する者の中から委員会にて審議し、承認を得るものとする。
4. 副委員長は、委員長が任命する。
5. 委員長は、会議を招集し、その議長を務めるとともに、委員会の計画及び運営を統括する。
6. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の選任)

第6条 委員は、連携大学、地域関連団体、企業等から推薦された者の中から、委員長が選任し、委員会の承認を得るものとする。

(オブザーバー)

第7条 委員会は、必要に応じて、関係行政機関の職員その他専門的知識を有する者をオブザーバーとして招へいし、意見を聴取することができる。

(任期)

第8条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、初年度は任期を調整することができる。

(会議)

第9条 委員会の会議は、次の各号に掲げるとおりとする。

2. 総会 年1回開催し、会則の改正、前年度実績及び新年度計画等を審議し、承認する。
3. 臨時会議 必要に応じて開催する。

(開催方法)

第10条 会議は対面での開催を原則とする。出席者の調整が困難な場合には、オンラインを併用したハイブリッド形式により開催することができる。

(議案の提出)

第11条 議案は、委員長、副委員長、委員又は事務局員の提案により提出するものとする。

(議事及び決議)

第12条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席委員の過半数をもって決する。

(その他重要な事項の承認)

第13条 本会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

2. 会議の招集通知期間、議事録の作成及び保存方法、秘密保持契約の締結等の重要事項については、委員会の承認を得るものとする。

附 則

この会則は、2026年度総会において承認された日から施行する。